

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注29の規定に基づき、平成十八年総務省告示第五十七号（船舶又は航空機に設置する無線航行のためのレーダー等の送信設備に指定する周波数及びその指定周波数帯を定める件）の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

総務大臣 野田 聖子

(案)

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

[1・2 略]

[1・2 同左]

3 航空機搭載型合成開ローダー

[新設]

周波数	指定周波数帯
9,500MHz	9,200MHzから9,800MHzまで

4 10.5GHzから10.55GHzまで又は24.15GHzから24.25GHzまでの周波数の電波を使用する無線標準業務の無線局の送信設備  
[表 略]

3 10.5GHzから10.55GHzまで又は24.15GHzから24.25GHzまでの周波数の電波を使用する無線標準業務の無線局の送信設備  
[表 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。